

新たに5棟を 津波避難ビルに指定

津波避難ビルとは、津波浸水予測区域にいる市民の方が、地震等によって発生する津波や浸水から身を守るため、地震発生時から浸水が解消するまでの間、一時的に避難することができ建物のことです。

本市では、今年3月に協定を結び、左の地図の国家公務員宿舍5棟を津波避難ビルに追加指定しました。

問い合わせ／市防災安全課
防災交通グループ
☎23・6380



津波避難ビル一覧

☐…新たに指定した津波避難ビル

名称	所在地
ホテルおかべ 汐彩亭	中央1丁目5番16号
氷雪荘	中央1丁目6番13号
稚内サンホテル	中央3丁目7番16号
ANAクラウンプラザホテル稚内	開運1丁目2番2号
市営住宅中央団地 62 - B - 1	開運2丁目1番6号
ホテル滝川	港2丁目3番24号
ニューチコウホテル	大黒1丁目4番26号
稚内グランドホテル	大黒2丁目13番11号
ホテル奥田屋	大黒3丁目7番13号
稚内大黒住宅 501棟	大黒4丁目11番12号
稚内末広住宅 501～504棟	末広5丁目3番1号、3号、7号、8号
ホテルめぐま	声問2丁目13番14号
禅徳寺	宝来2丁目8番13号
市営住宅宝来団地 15 - 1	宝来5丁目3番38号
市営住宅宝来団地 22 - 1	宝来5丁目3番39号
風の宿 宗谷パレス	富士見4丁目1484番14
市営住宅富士見団地 13 - 1	富士見5丁目1835番1



このステッカーが貼ってある建物が津波避難ビルの目印です。

新たに土砂災害警戒区域等に指定

市内には、がけ崩れや地滑りなどによる土砂災害が起こる可能性がある区域が多数存在します。

すでに、稚内公園に側しているいくつかの区域等を法律に基づき土砂災害警戒区域等として指定しています。

3月27日に新たに1区域が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されました。

新たに指定された区域所在地

稚内市緑3丁目、大字稚内村字ヤムツカナイ
自然現象の種類／急傾斜地の崩壊
該当町内会／緑第二町内会

◆土砂災害警戒区域とは？

急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命



さらに著しく警戒が必要となる区域は「土砂災害特別警戒区域」の指定となり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

問い合わせ

市防災安全課防災交通グループ
☎23・6380

合併処理浄化槽設置費の助成と トイレ水洗化工事費用の貸し付けのお知らせ

市では、公共下水道の事業計画認可地域以外にお住まいの方で、合併処理浄化槽を設置する方に、浄化槽設置費用の一部助成と水洗トイレに改造する費用などの貸し付けを行っています。

※設置助成限度額がありません。限度額は左上の表のとおりです。

1基につき 20万円
排水設備設置工事 1戸につき 20万円
・浄化槽設置工事
5人槽 60万円
6～8人槽 75万円
8～10人槽 95万円

◆合併処理浄化槽の設置費用の一部助成

助成を利用できる方
次の全ての要件に該当する方

- ・対象地域で、新築する建物及び既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方
- ・市税等の滞納がない方
- ・助成を申請する年度内に設置工事を完了できる方

助成の金額

合併処理浄化槽の設置に必要な費用(浄化槽本体購入費、設置工事費、放流管工事費の合計額)の半額

設置助成限度額	金額
5人槽	600,000円
6～7人槽	750,000円
8～10人槽	950,000円
11～20人槽	1,044,000円
21～30人槽	1,752,000円
31～50人槽	2,340,000円
51人槽以上	2,670,000円

◆トイレ水洗化工事費用の貸し付け

10人槽以下の合併処理浄化槽の設置費用とトイレ水洗化改造工事や排水工事などの費用を無利子でお貸しします。返済期間は60回(5年)です。

貸し付けを利用できる方

- ・次の全ての要件に該当する方
- ・対象区域で既存の建物に合併処理浄化槽を設置する方
- ・市税等の滞納がない方
- ・償還能力がある方
- ・確実な連帯保証人がいる方
- ・市が指定する取扱い金融機関に口座がある方

貸し付けの限度額

- ・トイレ水洗化改造工事 1か所あたり40万円
- ・し尿浄化槽廃止工事

※声問は、下水道事業計画認可区域を除く

手続きについて
工事費用の貸し付けを希望する方は申請が必要です。

申請は随時受け付けています。詳細については、気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

市水道部管理課下水道グループ
☎23・6509